

京都精華大学学費・手数料等納入規程

2011年09月24日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都精華大学が設置する学校（以下「本学」という。）の学費、手数料およびその他の納付金の納入等について必要な事項を定めたものである。

(学費)

第2条 本学における学費とは、入学金、授業料および聴講料をいう。

2 本学における手数料とは、別表第1に定めるものとする。

(その他の納付金)

第3条 本学におけるその他の納付金とは、法人が徴収の委託を受けた次の各号の諸会費をいう。

(1) 同窓会「木野会」から代理徴収依頼のある同窓会費

(2) 教育後援会から代理徴収依頼のある教育後援会費

(学費等の返還)

第4条 一旦納入した学費およびその他の納付金は、原則として返還しない。

(学費返還の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由によるときは、学長の提案により常務理事会の議を経て、当該学期分の学費の返還を行う。

2 入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続の取り消しを願い出た者については、入学金またはこれに相当する金額を除く学費を返還する。

第2章 学部

(学費等の金額)

第6条 学費の金額は、「京都精華大学学則」（以下「学則」という。）に定める。

2 手数料等の金額は、別表第1に定める。

(納入期日・納入方法)

第7条 学費等は、2021年度以降入学生については毎年クオーター（以下、クオーターを「Q」という。）ごとに計4回に学費納入期を分け、2020年度以前入学生については毎年前期2回および後期2回の計4回に学費納入期を分け、次の期日までに納入しなければならない。

(1) 第1Q および前期1期納入期日 4月30日

(2) 第2Q および前期2期納入期日 7月31日

(3) 第3Q および後期1期納入期日 10月31日

(4) 第4Q および後期2期納入期日 1月31日

2 新入学生（編入学生を含む。）は、合格者入学手続に定める期日までに定められた金額の学費を納入しなければならない。

3 納入方法は、次の通りとする。

(1) 2019年度以降入学生については、前項による場合を除き、本学が指定する日に、学生が指定する金融機関の口座からの自動引落しとする。ただし、やむを得ない事由により本学が認めた場合はこの限りではない。

(2) 2018年度以前入学生については、銀行振込とする。ただし、希望により、本学が指定する日に、学生が指定する金融機関の口座からの自動引落しとができる。

4 自動引落しにおいて本学が指定する日、または銀行振込において第1項に定める納入期日が金融機関の休業日となるときは、その翌営業日とする。

(延納)

第8条 在学生が、やむを得ない事由により第7条第1項に定める納入期日または同条第3項に定める本学が指定する日までに学費の納入ができない場合は、次の期日までに延納願を提出し、学長の許可を受けたうえで、学費を延納することができる。

(1) 第1Q および前期1期延納願提出期日 4月15日

(2) 第2Q および前期2期延納願提出期日 7月15日

(3) 第3Q および後期1期延納願提出期日 10月15日

(4) 第4Q および後期2期延納願提出期日 1月15日

2 延納は、原則として次の期日までとする。

(1) 第1Q および前期1期延納期日 6月15日

(2) 第2Q および前期2期延納期日 9月15日

- (3) 第3Qおよび後期1期延納期日 12月15日
- (4) 第4Qおよび後期2期延納期日 3月15日
ただし、最終学年の場合は2月末日

3 前2項の各期日が本学の事務取扱日でないときは、直後の事務取扱日とする。

(督促・除籍)

第9条 次の者に対し、督促を行う。

- (1) 第7条第1項各号に定める期日までに学費を完納しなかった者（ただし、前条第1項により延納の許可を受けた者を除く。）
- (2) 前条第1項により延納の許可を受けたにもかかわらず、前条第2項各号に定める期日までに学費を完納しなかった者

2 督促を受けた者の当該学費納入期における学費納入方法は、第7条の規定にかかわらず、本学が指定する方法による。

3 第1項により督促を受けた者が、次に定める学費納入期の末日（ただし、前条第2項第4号ただし書きを除く。）までに納入しないときは、「学則」の規定に基づき、除籍する。

- (1) 第1Qおよび前期第1期学費納入期末日 6月30日
- (2) 第2Qおよび前期第2期学費納入期末日 9月30日
- (3) 第3Qおよび後期第1期学費納入期末日 12月31日
- (4) 第4Qおよび後期第2期学費納入期末日 3月31日

4 前項に定める納入期日が金融機関の休業日となるときは、その翌営業日とする。

5 除籍の日付については、別に定める。

(期末試験の受験資格)

第10条 学費未納者は、原則として期末試験の受験資格を有さない。

2 (削除)

(卒業)

第11条 学長は、学費未納者、短期奨学貸付金の返還期日を経過しても完済しない者、海外プログラム履修学生貸与金を完済しない者および留学生寮寮費を滞納している者等本学に対する諸債務のある者については、その債務が完済されるまで卒業を認めない。

(卒業延期者の学費)

第12条 単位未修得のため卒業を延期された者の学費は、残留学年度に適用される所定の学費を納入しなければならない。

(休学)

第13条 休学中の者の学費は、1Qにつき10,000円を納めるものとする。

(復学)

第14条 休学した者で「学則」の規定により休学以前の年次に復学を許可された者は、復学した年度に適用される所定の学費のうち、入学金を除く金額を納付しなければならない。

(再入学)

第15条 「学則」の規定により、退学・除籍された者で同一学部に再入学を許可された者は、再入学する学年に適用される所定の学費のうち、入学金を除く金額を納入しなければならない。

2 再入学する者の学費納入期日および納入方法は、再入学する学年に適用される期日等に準じるものとする。

(編入学)

第16条 「学則」の規定により編入学を許可された者は、編入学する学年に適用される所定の学費と同額を納入するものとする。

2 本学の在学生で、所属する学部・学科以外の学部・学科に編入学を許可された者は、編入学する学年に適用される所定の学費のうち、入学金を免除した金額を納入するものとする。

3 編入学する者の学費納入期日および納入方法は、編入学する学年に適用される期日等に準じるものとする。

(学士入学)

第17条 本学の学部を卒業した者で、卒業した学部・学科以外の学部・学科に学士入学を許可された者は、学士入学する学年に適用される所定の学費のうち、入学金を免除した額を納入するものとする。

2 学士入学する者の学費納入期日および納入方法は、学士入学する学年に適用される期日等に準じるものとする。

(転学部・転学科)

第18条 本学学生で所属学部および所属学科の変更を許可された者は、転学部・転学科した年度に適用される所定の学費のうち、入学金を除く金額を納入しなければならない。

2 転学部・転学科した者の学費納入期日および納入方法は、転学部・転学科する学年に適用される期日等に準じるものとする。

(入学金免除)

第 19 条 第 15 条から第 18 条および第 23 条で規定した他に、本学（京都精華短期大学および京都精華大学大学院を含む。）に入学し、入学金を支払った者が、再度本学に入学した場合の入学金は免除する。

(科目等履修生)

第 20 条 科目等履修生の学費については、「学則」に定める。

2 本学の専任教職員が科目等履修生になった場合は、前項に定める学費を免除する。

3 前項に定める他、理事長は、常務理事会の議を経て、第 1 項に定める学費（登録料および履修料）を減額または免除することができる。

(聴講生)

第 21 条 聴講生の学費は、「学則」に定める。

2 本学の専任教職員が聴講生になった場合は、前項に定める学費を免除する。

(特別聴講生)

第 22 条 特別聴講生の学費については、別に定める。

(学費減免)

第 23 条 私費外国人留学生の学費は、別に定める「京都精華大学外国人留学生授業料減免規程」により減免することができる。

第 3 章 大学院

(学費等の金額)

第 24 条 大学院の学費の金額は、「京都精華大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定める。

2 本学の卒業者（飛び級による進学者を含む。）の学費等は、前項の規定にかかわらず入学金についてはこれを免除する。

(学費の納入)

第 25 条 大学院の学費等の納入は、1 学年を前期と後期に分けた学期が適用される学部学生に準じて行うものとする。

(規定の準用)

第 26 条 本章に規定するものの他、大学院の学費等に関する規定は、本規程「第 2 章学部」の第 5 条第 1 項および第 2 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 22 条を準用する。ただし、第 9 条、第 14 条、第 15 条の「学則」とあるのは、「大学院学則」と読み替えるものとする。

第 4 章 研究生

(学費等の金額)

第 27 条 学部研究生の学費等の金額は、「学則」に定める。ただし、当該研究生の入学年度の学費を基礎として算出するものとする。

2 大学院研究生の学費等の金額は、「大学院学則」に定める。ただし、当該研究生の入学年度の学費を基礎として算出するものとする。

(学費の納入)

第 28 条 研究生の学費等の納入は、前期および後期の 2 回に分け、本学が定める期日までに行うものとする。

(緊急事態時の対応)

第 29 条 自然災害、感染症、事件、事故等の緊急事態が発生したときは、常務理事会の議を経て第 7 条に定める納入期日、第 8 条に定める延納願提出期日および延納期日、第 9 条に定める学費納入期末日を変更することができる。

(改廃)

第 30 条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この規程は、「京都精華大学学費規程」を廃し、2011 年 9 月 24 日に制定し、同日より施行する。

2 2011 年 10 月 3 日に改定・施行する。

3 2014 年 1 月 20 日改定し、2014 年 4 月 1 日から施行する。

4 2016 年 3 月 28 日改定し、2016 年 4 月 1 日から施行する。

5 2017 年 6 月 5 日に改定・施行する。

6 2018 年 10 月 8 日に改定し、2019 年 4 月 1 日から施行する。

- 7 2020年4月27日に改定・施行する。
- 8 2020年12月21日に改定し、2021年4月1日から施行する。ただし、第13条に規定する休学中の者の学費について、2020年度以前入学生は半期10,000円、通年20,000円を納めるものとする。
- 9 2021年5月10日に改定・施行する。

別表第1（第6条関係）

手数料等一覧

	種別	金額
入学検定料 (学部)	下記以外の出願	35,000円
	インターネット出願の場合	30,000円
	同一試験種別内における併願（複数学部の併願を含む）	2回目以降は免除する
	同一試験種別内で区分の異なる試験方式に出願する場合	10,000円
	大学入学共通テスト利用入試へ出願する場合	10,000円
入学検定料 (大学院)	大学入学共通テスト利用入試において同一試験種別内における併願（複数学部の併願を含む）	5,000円
	下記以外の出願	35,000円
	二段階選抜の試験方式において一次審査へ出願する場合	15,000円
研究生出願手数料 教職課程受講料（登録時納入） 図書館司書課程受講料（登録時納入） 博物館学芸員課程受講料（登録時納入） 在学証明書 卒業証明書 成績証明書 健康診断証明書 在籍期間証明書 卒業見込証明書 学力に関する証明書（教職課程単位修得証明書） 各種資格単位修得証明書 各種資格免許状取得見込証明書 通学証明書再発行手数料 各種外国文証明書 学生証再発行手数料 再試験料	二段階選抜の試験方式において二次審査へ出願する場合	20,000円
	研究生出願手数料	12,000円
	教職課程受講料（登録時納入）	30,000円
	図書館司書課程受講料（登録時納入）	10,000円
	博物館学芸員課程受講料（登録時納入）	20,000円
	在学証明書	1通200円
	卒業証明書	1通200円
	成績証明書	1通200円
	健康診断証明書	1通200円
	在籍期間証明書	1通200円
	卒業見込証明書	1通200円
	学力に関する証明書（教職課程単位修得証明書）	1通200円
	各種資格単位修得証明書	1通200円
	各種資格免許状取得見込証明書	1通200円
	通学証明書再発行手数料	1通200円
	各種外国文証明書	1通500円
	学生証再発行手数料	1通1,000円
	再試験料	1科目5,000円